

議案第94号

静岡市清水産業・情報プラザ条例の一部改正について

静岡市清水産業・情報プラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市清水産業・情報プラザ条例の一部を改正する条例

静岡市清水産業・情報プラザ条例（平成15年静岡市条例第190号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1施設の利用料金の限度額の表を次のように改める。

1 施設の利用料金の限度額

区分	金額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
情報機器室（1区画につき）	940円	1,250円	940円	2,190円	2,190円	3,130円
研修室1	4,710円	6,280円	4,710円	10,990円	10,990円	15,700円
研修室2	3,140円	4,180円	3,140円	7,320円	7,320円	10,460円
会議室1	3,140円	4,180円	3,140円	7,320円	7,320円	10,460円
会議室2	620円	830円	620円	1,450円	1,450円	2,070円

別表第1の2設備（特殊機器）の利用料金の限度額の表中「1,020円」を「1,040円」に、「510円」を「520円」に改める。

別表第2中「1,540円」を「1,570円」に、「9,250円」を「9,420円」に、「8,220円」を「8,380円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市清水産業・情報プラザ条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 新条例別表第2の規定は、利用期間が施行日以後にわたる利用に係る利用料金について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

4 新条例別表第2及び前項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの許可に基づき、施行日前から施行日以後引き続き利用する場合の施行日以後の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

5 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく静岡市清水産業・情報プラザの施設及び設備の利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。